

出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧【広島市教育委員会】（令和5年4月時点）

種類	男性	女性														
			妊娠	産休に入るまで	出産	1歳	2歳	3歳	小学校入学	中学校入学						
特別休暇		○	妊娠障害休暇		(7日以内)											
特別休暇		○	通勤緩和休暇		(勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日1時間以内で1回30分とし1日2回)											
勤務制限		○	妊産婦が請求した場合の変形・時間外・休日労働・深夜業の禁止													
特別休暇		○	保健指導又は健康診査休暇		(妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)											
特別休暇		○	出産休暇		(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産後8週間まで)											
特別休暇	○		出産補助休暇		(配偶者の入院等の日から出産の日後1か月後までの間において3日以内、第2子以降は5日以内) (※R7年3月31日までの特例：生後1か月以内に1週間(週休日、休日、年次有給休暇等を含む)以上連続して休む場合は7日以内)											
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇		(出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間までで5日以内)											
特別休暇	○	○	育児時間休暇		(2年を超えない範囲内で1日2回1回45分)											
休業	○	○	育児休業		(子が生まれた日から3歳に達する日(誕生日の前日)までの間) ※子の出生の日から57日間以内を取得を開始し、かつ終了する場合は2回まで取得可能 ※上記以外は原則2回まで取得可能											
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務		(19時間30分～23時間45分/週の4パターンの勤務から選択)											
部分休業	○	○	部分休業		(勤務の始め又は終わりにおいて、1日2時間の範囲内)											
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の免除													
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務・深夜勤務の制限													
特別休暇	○	○	子の看護休暇		(1年度において対象となる子の人数に5日を乗じた日数以内及び孫の人数にかかわらず、1年度において5日以内)											

○お問い合わせ先
教職員課労務係 082-504-2829